

制限付一般競争入札について次のとおり公告します。

平成21年4月10日

財団法人千葉市都市整備公社  
理事長 三上都 紘  
(公印省略)

## 1 制限付一般競争入札に付する事項

- (1) 工事名称 中央区役所・千葉市美術館空調・熱源設備等改修工事
- (2) 工事場所 千葉市中央区中央3丁目10番8号
- (3) 工期 平成22年7月20日迄
- (4) 業種 管
- (5) 施工方式 特定建設工事共同企業体による共同施工方式
- (6) 工事概要
  - 空気調和設備 吸収式冷温水機：1基、冷却塔：1基
  - 空気熱源ヒートポンプ：2基、ポンプ類：16台
  - 空気調和機：22台、空冷パッケージエアコン：24組
  - 配管設備：一式、ダクト設備：一式
  - 換気設備 一式
  - 自動制御設備 一式
  - 電気設備 一式
  - 建築工事 一式
  - 撤去工事 一式
- (7) 予定価格 867,752,000円(消費税及び地方消費税を除く。)

## 2 入札参加資格

特定建設工事共同企業体(特定の建設工事の施工を目的として結成され当該工事の完了、引渡しにより解散する共同企業体をいう。以下「共同企業体」という。)として次の条件をすべて満たすこと。

### (1) 共同企業体に関する事項

- ア 本工事は、共同企業体による共同施工方式とする。
- イ 共同企業体の構成員数は、2者とする。

ウ 結成方法は、自主結成とする。

エ 共同企業体の構成員の組合せは、代表構成員の資格要件を満たす者と、その他の構成員の資格要件を満たす者との組合せとする。ただし、本工事の他の共同企業体の構成員を兼ねることはできない。

オ 代表構成員の出資比率は、構成員の出資比率のうち最大のものでなければならない。

カ 構成員の出資比率のうち、最小の出資比率は、30パーセント以上でなければならない。

## (2) 共同企業体のすべての構成員

ア 財団法人千葉市都市整備公社契約規程第3条の規定に該当しない者で、次のいずれにも該当しないもの

(ア) 手形交換所による取引停止処分を受けてから2年間を経過しない者

(イ) 本工事の入札日前6か月以内に不渡手形又は不渡小切手を出した者

(ウ) 会社更生法（平成14年法律第154号）の更生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの更生手続開始決定がなされていないもの

(エ) 民事再生法（平成11年法律第225号）の再生手続開始の申立てをした者で同法に基づく裁判所からの再生計画認可決定がなされていないもの

(オ) 千葉市内において、都市計画法（昭和43年法律第100号）に違反している者

(カ) 平成20年度までの千葉市税を滞納している者

(キ) 千葉市建設工事請負業者等指名停止措置要領（昭和60年8月1日制定）に基づく指名停止措置等を入札参加申請期限の日から入札日までの間に受けている者

(ク) 本工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある者

(ケ) 本工事と同一敷地内で千葉市都市整備公社発注（千葉市、千葉市住宅供給公社含む。）の建設工事を入札日当日に施工中（落札し契約手続中を含む。）の者

イ 平成21・22年度千葉市建設工事等競争入札参加資格審査において、管工事の等級Aに格付されている者で、当該業種において、建設業法（昭和24年法律第100号）に定める特定建設業の許可を受けているもの

ウ 監理技術者資格者証を有する技術者を、本工事に専任で配置できる者

エ 中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合にあっては、組合の定款又は規約に共同受注の定めがある者

## (3) 共同企業体の代表構成員

ア 千葉市内に本店、支店又は営業所等を有する者

イ 建設業法第27条の23第1項に定める経営事項審査において有効期限内で最新の総合

評定値（P）が、管1，100点以上の者

ウ 過去15年以内に工事が完成し引渡しの済んだ、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造、延床面積2，500㎡以上の美術館又は博物館の空調設備工事を元請けとして施工した実績を有する者（建設共同企業体の施工実績については、出資比率により按分したものとする。）

(4) 共同企業体のその他の構成員

ア 千葉市内に本店を有する者

イ 過去15年以内に工事が完成し引渡しの済んだ、鉄骨造、鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物の空調設備工事を元請けとして施工した実績を有する者

3 契約事務担当課

〒260-0013

千葉市中央区中央2丁目5番1号

財団法人千葉市都市整備公社総務課

電話 043-239-2710

4 入札手続等

入札への参加を希望する者は、一般競争入札参加資格確認申請書及び資格確認資料（以下「申請書等」という。）を提出し、入札参加資格確認申請を行わなければならない。

(1) 一般競争入札参加資格確認申請書の配付

財団法人千葉市都市整備公社入札・契約情報サイト (<http://www.toshiseibi-chibacity.or.jp/index.html>) からダウンロードすること。

(2) 申請書等の提出期間

平成21年4月10日（金）から平成21年4月17日（金）までの毎日、午前9時から午後5時まで

(3) 申請書等の提出方法

前記3へ持参により提出すること。提出された申請書等の返却及び公表はしない。

(4) 入札参加資格確認結果通知

平成21年4月23日（木）に一般競争入札参加資格確認結果通知書によりFAXで代表構成員に通知する。

(5) 設計図書等の配付

ア 配付期間

平成21年4月24日（金）の午前9時から午後4時まで

イ 配付場所

〒260-0013

千葉市中央区中央2丁目5番1号

財団法人千葉市都市整備公社総務課

電話 043-239-2710

ウ 配付方法

本工事に係る一般競争入札参加資格確認結果通知書の写しと引き替えに、実費を徴収したうえで配付する。

5 入札

(1) 入札の日時

平成21年5月11日(月)午前9時20分(郵送による入札の場合は、平成21年5月8日(金)午後5時までに前記3へ書留郵便にて必着のこと。)

(2) 入札方法

持参又は郵送とする。

(3) 入札の場所

千葉市中央区中央2丁目5番1号 財団法人千葉市都市整備公社入札室

(4) 入札保証金 要。ただし、財団法人千葉市都市整備公社契約規程第9条に該当する場合は、免除とする。

(5) 落札者の決定方法

入札後、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって有効な入札を行った他の者を落札者とする。

6 その他

(1) 資格確認資料

資格確認資料は以下のとおりとする。

ア 特定建設工事共同企業体入札参加資格審査申請書

イ 建設共同企業体協定書

ウ 経営事項審査結果通知書(写し)

エ 入札参加申請書記載の工事を施工した実績を確認できる書類

オ 配置する予定の技術者の法令等による免許の資格者証及び3か月以上の雇用が確認できる書類(写し。ただし、千葉市内に本店を有する者は3か月以上の雇用が確認できる書類は除く。)

(2) 無効となる入札

この公告に示した入札参加資格のない者の行った入札、申請書等に虚偽の記載をした者の行った入札、入札に関する条件に違反した入札並びに積算内訳書及び誓約書の提出がない入札は、無効とする。

(3) 入札への参加を希望する者が1者であっても、原則として入札を執行するものとする。

(4) 本工事は、低入札価格調査対象工事（価格失格基準を含む。）とし、低入札価格調査の結果、落札者となった者と契約を締結する場合、前払金の割合を契約金額の10分の2以内、また契約保証金の割合を、契約金額の10分の3以上とする。かつ、配置予定技術者とは別に、同技術者と同等以上の資格を有する技術者を1人以上専任で配置することを求める場合がある。

(5) 契約保証金 要。ただし、財団法人千葉市都市整備公社契約規程第32条に該当する場合は、免除とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 支払条件 前払金 有 中間前払金 有（ただし、中間前払金を選択した場合に限る。）  
部分払 2回（ただし、部分払を選択した場合に限る。） 竣工払

(8) 契約手続中に不正行為等があった場合は、契約手続を中止することがある。

(9) 契約条項については、財団法人千葉市都市整備公社総務課で閲覧できる。

(10) 本工事に直接関連する他の工事の請負契約を、本工事の請負契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無

(11) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(12) 手続における交渉の有無 無

(13) 前記2（2）イに掲げる入札参加資格を有しない者も前記4により申請書等を提出することができるが、競争に参加するためには、申請期間に、紙申請による千葉市建設工事競争入札参加資格審査申請を行った上で、当該入札参加資格を有すると認められ、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。